

軍艦日進坐礁事件査問ニ関スル尋問書

委員長岩村俊武ヨリ海軍大尉村島昇ニ對シ大正三年十月四日サンタカニ港外ニ於ケル軍艦日進坐礁事件ニ関シ尋問スル旨ヲ告知ス

問、當時ノ所屬官職氏名ハ

答、日進分隊長海軍大尉村島昇

問、日進坐礁當時當直將校トシテ立ケレハ何時ヨリ何時迄ナリシヤ

答、午前八時ヨリ正午時、間ニテ交代セシハ七時四十五分頃ナリ

問、何處ヲ交代セシヤ

答(圖ニ就キ説明セリ)

問 當時、天候展望ノ模様如何

答 當時、濃氣アリタレトモ全ク見エサル程濃厚ニハアサリ

キ附近ノ山頂島影等モ見エ居タリ

問 當直中艦位ノ測定ヲ行ヒレ事アリヤ

答 八時ノ位置ハ副(丸)將校入レタリ八時半ニ艦位ヲ確メ

ント自分カベイヤリシテ取リツ、アリシ時ニ坐礁セリ

問 當直交代ノ際ノ申継キニ艦位ノ備セルコトノ注意ヲ

受ケサリヤ

答 別ニ注意ナシ

問 副直將校ハ誰ナリヤ

0105

答、海軍中尉中村直照ナリ

問、當所定針路ハ點線航路ヲ進ム様云ハレシヤ

又同針路ヨリ艦位偏シタル場合ノ処置ニ就テ注意ヲ

其ハラレアラサリシヤ

答、所定針路ヲ進ムノ外他ニ注意ヲ受ケス

問、所定針路ヨリ艦位ノ偏セルヲ艦長航路長ニ告ケザリシ

ヤ

答、告ケスハ時半ニ艦位測定ノ上通知セントセリ

問、針路等ニ就キ前當直將校ヨリ何事カ言繼キナカリ

シヤ

答、ナシ

問 航海長ハ何時頃艦橋ヲ去リシヤ

答 矢口ラス

問 暗礁ノ所在ニ就テハ海水ノ変色等豫知スヘキモノニ就テ

氣附カサリシヤ

答 氣附カス

問 坐礁當時當直將校トシテ感想ナカリシヤ

答 別ニナシ

問 山ハ見えサルヤ

答 八時ノ位置ヲ測ル頃ハボニヤリ見えタリ

問 コンパスハ如何

答 記憶セズ少シク自差アリシ如ク見ユ

問 自差ヲ修正シテベイヤリシグヲトリシヤ又修正スル程ノ自差

ニアラサリシヤ

答 然リ自差ハアリシナラニモ自差ナキト同シクテベイヤリシグ

ヲトレリ

問 艦長ハ艦位ノ針路ヨリ偏セルヲ知リ居タルヤ

答 艦長ハ知リ居ラルル如クナリキ

問 艦長ノ艦橋ニ見エタル時何事カ告ケシヤ

答 ベイヤリシグヲトリ艦位ヲ海圖上ニ入レル後ニ艦長ニ告

ケント考へ居タリ

陳述者海軍大尉村島昇

右陳述ヲ録取ス

大正五年二月十日於兵軍港軍艦日進

查問委員長海軍少將岩村稜武

查問委員海軍大佐向井彌一

同 海軍大佐島内桓太

同 海軍中佐松山澄

同 海軍少佐鈴木辰雄

同 海軍機關大佐石井來也

同 主 理 佐藤俊龍

0109



横須賀密第一五五號ノ七

大正五年三月二十日

横須賀鎮守府司令長官藤井 較

海軍大臣加藤友三郎 殿

司法局

軍務局

軍艦淺間坐礁事件査問ニ関スル件

別紙査定書一通申報有之候處右ハ相属

卜認候條査問會規則第十九條ニ依リ

査定書一通相添

右報告云

別紙査定書及證據書數圖面添付

別紙

送

附 送 紙

浅間艦
大正五年三月二十日
藤井 較

77+

り 備 り

紙 箋 附

大正 5 年 4 月 1 日

海軍省軍務局



浅間船長カ水路誌ノ研究ニ於テ
若干の意見を定まりハ其認ルル
之ヲ此書ニ採リテ因テ其ノ後
此書カ其ノ内容ニ依リテ其ノ
研究ノ進歩ニ寄ルル事アリ

0111

軍艦決闘咄咄事件査定書

大正四年一月三十一日軍艦決闘ガキキニコ「沿岸」サン、バルトロメ
港口ニ咄咄セル件「南」當査問會ノ査定スルトコロ左如シ

第一、事實

軍艦決闘「中米太平洋沿岸」敵對行動中遣米
枚隊司令官海軍少将森山慶三郎ノ命ニ依リ「キニコ」
沿岸「サン、バルトロメ」港ニ入港ノ目的ヲ以テ大正四年一月
廿八日午後七時三十分（標準時西経百二十度以下令シ）「マガト」
港ヲ發シテ北航シ全月三十一日午後「サン、バルトロメ」港外ニ達シ
シ爾後左記ノ豫定鐵路（磁鐵方位以下令シ）ヲ以テ全港ニ
入港セントセリ

一、サーロー、ヘッドヲ北七十度東二哩ニ見テ北々西々西ニ変

(10)

鐵シ湾内北西隅ノ岸角ニ向テ

ニゴツフィン・ロツク^レノ北端ヲ右舷正横ニ見テ北左東ニ變鐵
シ^レバ^レピーク^レ山(七一)ニ正向シテ錨地ニ入ル(水路誌指示ノ
鐵路)

而シテ其ノ豫定錨地ハ次ノ如シ

バーピーク^レ山北左東

「^レイントランス・ロツク^レト」ゴツフィン・ロツク^レノ東側ト一直線

當日天氣晴前日來ノ北西風連吹シ風力五乃至六、海上荒
浪アリシモ港口ニ近ツテ緩ク風波漸ク收マリ只南面ヨリ來ル
巨濤アリテ海水汨濁ス又入港當時ハ満月ノ低潮時ニ近キ
タメ殆ト流漸ク感セガリシ

果ヨリ先全艦^ニ原速十一節實速九節四分ニテ以テ港口
左岸ノ「^レルトロメ^レ山(八九)」ニ向テ北西ノ北ノ鐵路ニテ航進中

0113

午後一時三七分豫定鐵路ノ如ク「サロリー」ハ「ド」ヲ北七十度
東二哩ニ見テ北イ西左西ニ變鐵ニ今一時四十六分投銘
用意ヲ為サシメ錨及錨鎖ノ固縛ヲ解カシム又此ノ剛交
又法ニ依リ艦位ヲ測定ニ且ツニ臺ノ測距儀ヲ以テ絶ズ
陸岸トノ距離ヲ實測ス今一時五十二分入港用意今時
前進半速(六節)ト為ス今一時五十八分「コツフィン」ロツクノ
北端ヲ右舷正横ニ見テ小角度ノ轉舵即チ面舵十度次
テ五度ヲ令ニ漸次北左東ニ變鐵ニ前方顯著ナル「ポイント」
山ノ中央ニ正向シ殆ト定鐵スルヤ剛モナク今二時三分頃突然
艦体ニ輕微ナル震動ヲ感シ今時、水深ノ急變ヲ告ゲル
ヲ以テ即時兩舷機停止次テ復退全速ト為レ又防水扉閉
鎖ヲ令ス然モ艦ハ階力ニヨリ尚々前進レ今二時四分艦左
中央部ニ於テ更ニ二三回ノ激衝ヲ受テ行進全ク停止ス

0114

即チ艦ヲ推算吃水前部ニ十五呎ニ付後部ニ十五呎四寸艦速
 六節強ク以テ豫定錨地ヨリ約半哩ヲ隔テ、¹「²」³トラス、
 ロック⁴ノ西四鐘（圓距離距離七百四十五米突）⁵「⁶」⁷トラスノ南
 西ニアン暗岩ニ觸接シ第一回ノ激衝後放索ノ反轉ヨリ
 艦尾左偏スルト今時ニ全ク全岩上ニ擱坐固疾スルニ至リテ而
 シテ之レガ爲メ艦底約三分ニ、涉ル大破損ヲ生シ浸水各部、
 及ビ爾後離礁工事、多大ノ日子ト巨額ノ費用トヲ要シタ
 リ

前記暗岩、其ノ最深部ノ水深三尋半ニテ其ノ位置、右方
¹「²」³トラス、⁴「⁵」⁶トラスヨリ南八十四度西、距離約三、八鐘、左方「⁷」⁸トラス
 約四分ノ一、偏左スル孤立岩、ニテ從來曾テ英米版海圖
 並水路誌ニ記載セザルモノナリ

曩^(軍艦)シ渡船が一月二十三日「マグダレナ」湾に於テ森山司令官ヨリ
 サシ、バルトロメ湾面航ノ命ニ據スルヤ艦長海軍大佐吉岡範
 策ハ豫メ水路ノ調査ヲ為サントセシモ折悪シク全港ニ就
 テ千九百九年大改正ノ米版海番一三〇揚(一般海番)及
 千九百七年ノ英版水路誌千九百十三年ノ全上水路誌追補
 並千九百十五年ノ米版水路誌ヲ有セシ外當時最モ必要ナ
 ル全港分番ノ配付ヲ受ケ居ラザリシヲ以テ旗艦出雲所有
 ノ分番(千八百九十年大改正ノ英版一九〇八揚)ニ就キ全艦出
 港前短時間内ニ急速之レガ騰退ヲ為サシメ尚不艦長ニ航
 海長海軍大佐米村末喜ト共ニ出雲ニ於テ森山司令官ヨリ
 リ原番ニ就キ鎗地ノ良否ヲ指示セリ且ツ港口通過ノ関
 シテ別ニ何等障礙ナキト、全港出入ニ就テ出雲、英艦ヨリ
 ユーカズル「其地英運送船等多数ノ失例アリト事ヲ聽

取セリ又艦長、淺間、使用計器就中原基羅鐵儀及測
距儀、就テ豫メ修正完全ナリ知リ且ツ當日ノ高潮時、
低潮時又ハ海番ノ偏差等、就テハ航海長親シク調査セ
ルコトヲ知悉シ居リ

尚ホ入港豫定鐵路ノ南シテハ初メ港外遠距離ヨリ「バービー
ク」山ヲ北テ東ニ見ル水路誌指示ノ鐵路ニ入ル豫定ナリシモ當
日波浪高ク外海ニテハ前甲板帯ノ海水ニ洗ハルヲ以テ入港
前ニ於ケル甲板作業ヲ容易ナラシムト共ニ艦ノ横動ヲ減
センガ爲メ先ツ「バルトロ」山ノ風下ニ入り右岸ニ迄ハ航進シ且
ツ西三回小角度ノ変數ヲナシ漸時港口ニ向ヒ然ル後「バー
ビーク」山ヲ所定ノ方位ニ見ル如ク航行シタルモノニテ其ノ「バー
ビーク」山ノ鐵路線ガ賤寫番ニ於テ港口中央ヨリ右側ニ偏在
セルモ固ヨリ入港指導線トシテ充分信頼スルニ足ルモノト思惟

0117

セリ但し鋪地、南して、細心ノ注意ヲ以テ故ラ、港口近ク位
置ヲ送定シタルモノナリ

第二、坐礁ノ原因

一、坐礁ハ主トシテ未熟ノ暗岩ニ起因ス而シテ此暗岩ハ海
藻ノ存在又ハ海面ノ波浪或ハ潮流、海水ノ変色等ニ由
リ何等外觀的ニ其ノ存在ノ徵候ヲ示サルモノナリ又旗艦
出雲ノ如キ、前ニ數回入港セシコトアルモ、港口ノ水深ニ南シ勇
テ何等疑慮ノ懷キシコトナク且ツ其ノ碇泊時間短カリレ
為メ、港口鐘測ノ時機ナカリシヨリ、該暗岩ヲ發見スルニ由リ
リレナリ然レトモ、海面上該暗岩附近ニ於テハ地勢並ニ底質
ノ特殊及鐘測間ノ距離或ハ海番ノ目測等ノコトヨリ考
察スルハ必ズシモ其ノ存在ヲ想像シ得己志、アラズナリ
二、水路誌指示ノ「アールク山」一級者、於テ其ノ位置ヲ記載シ

三、
 アルモ河口ヨリ約六哩ノ遠距離ニ見タメ分回ニ表ヘレズ徒テ
 之ニ對シテ正確ニ方位線ヲ画キ難シ又其ノ距離遠キカ
 故ニ港口暗若附近ニ於テ艦位約一鐘ノ横偏ニ方位線上
 實ニ零度三十分ノ差異ヲ生スルニ過キス徒テ普通客認ス
 ル一度以内ノ羅針誤差及個人視差等ノ南係上艦位ノ
 右偏スルト左偏スルトヲ問ハズ港口ニ於ケル約二鐘ノ距離ニ孰
 レモ水路誌指示ノ鐵路内ニ見ルトアルヘキヲ誤認ニ於テ
 豫メ充分ノ攻究ヲ為サリシモノト認ム
 初メテサンバルトロメ港ニ入港ノ際ナルニモ拘ラズ艦長、航海
 長ハ全ク海圖並水路誌ニ信賴シ軍艦出雲が主トシテ中
 央航路ヲ採レル實例アルモ其ノ航跡、就テ特ニ調査ヲ為
 ス唯ハトピーク山ヲ北左東ニ見ル水路誌指示ノ鐵路ヲ最
 モ安全ナリト信シ最初ヨリ該水路ノ中央ヲ航過スルノ意思

0119

ナカリシモノト認ム然レトモ該水路誌指示ノ鐵路ハ明ラカニ
港口最狭部通過ノ鐵路法ナリト認メ難シ

四、當日ノ風向ハ船ヲ右側ニ壓流スルノ虞アリ且ツ波浪ノ追尾
ハ舵ノ効力ヲ減シ速力ノ進減ヲ妨クルヲ以テ要鐵点ヲ尚ホ

港外ノ速キニ求ムルヲ可ナリト認ム

五、港口通過ニ際シ航路ハ依速カトモ投鉛ニ依リ確實ナル

水深報告ヲ採テ航進スルハ警戒ノ爲メ殊ルルハキ一方法ニ

モ淺間継長ハ之ニ對シテ深ク注意ヲ辨ハズ且ツ船地ヲ

導リ之約半徑迄半速ヲ繼續セシハ舵ノ効力ニ南ニ進浪

ヲ虞リシコトハ難モ未知ノ淺湾ニ於テハ稍々過大ナリト認

ム

六、淺間使用ノ警界圖ハ稍々正確ニ警界セシ且ツ裏打チニ

アル爲メ編率ニモ甚シカラズ編差ノ増率モ亦改正シアリ

0121 0120

ト雖モ暗岩附近ノ水深ニテ所ノ底質「P」ノ筈ヲ既セリ
 要スルニ次州坐標ノ原因ニ未知ノ暗岩ニアルコト明ラカナリト雖
 モ一被航海者トシテ海圖ノ研究上港口兩側互尋界線ノ中央
 ヲ航過スルキ鐵路ノ留意スルヲ至當トス然ルニ艦長ノ航海
 長ニ深ク水路誌所載ノ鐵路ヲ研究セス一ニ之ヲ因テスルヲ
 以テ足レリトモ且ツ海面上港口ノ水深頻刻ニ尤ヨリ深ク兩岸
 ノ地理的情勢ヲ顧慮セザリレモ則チ國誌ニ對スル通信
 ナリ此通信ハ先ツ入決前右岸ニ沿フノ鐵路トナリ次デ被航
 上ノ不注意トナリ、速力ノ過大トナリ、港口ニ接近シテノ速
 トナリ遂ニ最狭部ノ右偏航過トナリタルモノニシテ普通航海
 者ノ隔リ易キ過失ノ數ヲ復ミタルモノト謂フヘシ艦ノ操縦上最
 良ノ安全法ヲ尽シタルモノト認ムルヲ得ス

但シ坐標後ノ處置ニ適當ナリト認ム

(5)

(5)

第三、責任の有無並其程度

以上ノ理由ニ依リ軍艦浅間坐礁事件ノ責任ヲ考覈スルニ當時全艦ニ遠ク中米沿岸ニ敵對行動ヲナシ其ノ明瞭ニ不備ノ海圖ニ頼リテ未知ノ決港ニ出入スル事艦操縦上ノ苦心警戒ハ察スルニ餘リ又モ前記ノ事由ニ因リ遂ニ全艦ヲシテ坐礁セシメ其ノ結果軍事上並物質上多大ノ損害ヲ惹起セシムルに至リシ莫ク對シ吉岡浅間艦長ニ其ノ職責上過失ノ責ヲ免カルコト能ク其ノ行為ハ海軍懲罰令第凡條第1條ニ該當スルモノトシテ其ノ情狀酌量ノ餘地アルモノト認ム

又米林浅間艦長ニ該艦ノ坐ルコトヲ認ム
其ノ他本件ノ南シ地ノ責任ヲ負フ者ナシト認ム
右査定ス

大正五年三月十三日

軍艦浅川岷雄軍中將查詢委員會

委員長 海軍中將

委員 海軍大佐

委員 海軍大佐

委員 海軍中佐

委員 主理人

江口 鱗六 (印)

原 静吉 (印)

志津 田定一 (印)

関田 助吉 (印)

小池 廣清 (印)

0124

證憑書類目録

一、横領板密第一五五号ノミヲ以テ交付ヲ受ケタル
書類

- 一、千九百九年大改正ノ米版海番一三〇号(分番) 一放
- 一、千八百九十二年大改正ノ英版海番一九〇八号(分番) 一放
- 一、軍艦浅間が大正四年一月三日「マクダナ」湾ニ於テ出雲所
有ノ分番(英版一九〇八号)ニ就テ贖戻セル海番 一放
- 一、千九百七年ノ英版水路誌 一册
- 一、千九百十三年ノ英版水路誌追補 一册
- 一、千九百十五年ノ米版潮信表 一册
- 一、鰐泊日誌(軍艦浅間が大正四年一月一日ヨリ今年三月三十一
日ニ至ル間記入セルモノ) 一册
- 一、横領日誌(軍艦浅間が大正四年一月中記入セルモノ) 一册



- 一 海軍大佐吉岡義策の尋問書
- 一 海軍大佐米村正喜の尋問書
- 一 海軍大佐武内康吉の尋問書
- 一 海軍大佐森山慶三郎の對する尋問書
- 一 右回答書
- 一 海軍大佐吉岡義策の追加答辯書

一 南
一 南
一 南
一 南
一 南
一 南

0127 0126

海軍大臣吉岡義策尋問書

軍艦隊司令官改定事の南に全査問委員長海軍中將江口謙六、元隊司令官長海軍大臣吉岡義策、其の在、尋問ヲ為シタリ

第一問、貴官、軍艦隊司令官が昨大正四年一月三日のガシパルトロー、イタロ、世議スル者等、全隊、艦長として勤勞シ居タルヤ

答、然り

第二問、報告書、正確又ハ追加スル事ナキヤ

答、別ニ陳述スル所ナシ

第三問、報告書、海内各地、就テ該養ノ意アリトハ如

何れ意義十々

答、騰字圖ニ於テ鋪地附近、○印ノ記載アリ又米
 販海圖第三三。号台湾内、於テ五尋里線ニ近ク
 ○印アリ此が故テ後日ノ調査、依レハ騰字圖ニ
 於テ○印ノ出雲が曾テ投鋪ニ位置ヲ示シタル
 モノナリト判明ナリ又米販海圖、○印ノ出雲
 ニ傳タル米販海圖一ニ。○印アリ、依レハ日尋里ニ近
 所ナリ知レリ

第四問、初チテサレハトローメノ海ニ對シテ米、如キナ
 ニ注意シテ辨メタル

其ノ目今當リノ海ノ状況ニ對シテ米、如キナ

出雲ノ航路ヲ調査セザルニ非ズ。港ノ安全ナリトコトナリ
本港ノ性質ヲ取調ヘタル参考書類並ニ其ノ他参
考トシテハキ手録如何

答、自今初メテ本港ノ入港スルニ井森山司令官ヨリ米村
航路長ト合席ニ於テ本港ノ南スル航路ヲ南ナリ其ノ際
合同司令官ノ海番(英版第一ノ入号)ニ就キ港内ノ航路ヲ
説キ港口ノ通過客場トシテ出雲英艦ニヨリカラスル
及大運炭敷「プロテラス」(吃水廿八呎)モ再三出入セシ
コト並ニ長崎ノ對シ最モ好良ナル船地ヲ指示セ
ラタリ然レトモ出雲ノ航路ニ就テ只海番上
ニ見タレノミニシテ精ハレクハ調査セザリト是レ

海面上、於此湾ノ形状及水深ノ模様ヨリ
 テ別般必要ヲ感ズルニ由レ
 次ニ参考ノ書トシテハ英米版水路誌、米版潮信
 表ヲ取調ヘ海番、米版一三一。予及英版第一九
 。ハ予ノ積字同ノ調査シ港内ハ何事隠レ是危險
 物ト記載スアリ且ツ水深ノ状況モ第三向ノ對ニ答ハル
 外ニ何等疑フ事ス点ナシ入港ノ際ハ水路誌指示ノ入港針
 路即チ「バロー」ノ北右東ニ見テ正向航行スル決心ヲ為セリ
 第五向ノ入港當時ノ高潮時ハ豫メ取調ハタルヤ
 答當時ノ高潮時ハ航海是ノ取調ハルモ少々懸橋橋脚ノ黒板ヲ
 取知セシメタルガ高潮時ハ午後九時頃ト記憶ス

海防

0131

第

第六問、舟番ノ修正、莫全ナラシヤ

答、一月ニテモ「ワジタ」ナリ、海ノ於テ航海長ニ自差リ候

至ヤリ又團自儀、航海ノ時、青木大尉並舟ノ

下ニ重分ノ修正ヲ加ヘタシモ、ナレハ正確ナリト候ス

第七問、當時ノ天候如何及長海ト向ケルノ船体ニ對スル

南候如何

答、前日未拂ニ探用ニシテ長海高カリトモ、決口ニ近

クテ、テオリ稍ニ波シ長海、左舷ヨリ風ニ吹テ、

船ヨリ未トリ、別般船ノ圧力ニナカリ、ト思フ又

決口外ニテ、別ノ船体ヲ感セス

第八問、ノ決口ノ事ヨリモ、強ク、船體變ハズル如何

答、入漢用書後、その難精、本官並、就海長、今休
 張降故、蘇長、造り由分、千復十二、年、頃、り
 引綿、中、当、所、に、在、り、タ、リ、又、就、海、長、其、以、前、ヨ、リ
 塔、レ、ト、取、ラ、

第二問、漢、白、ノ、在、岸、ノ、險、峻、険、界、ニ、シ、テ、右、岸、ノ、高、岩
 了、事、如、千、場、并、於、テ、リ、如、水、然、中、央、ノ、就、ス、ト
 千、回、測、リ、テ、右、岸、ノ、遠、ク、在、岸、ニ、近、ク、リ、過、カ、レ
 威、ラ、シ、ム、者、時、ノ、日、測、リ、如、何、ナ、リ、ト、云、

答、入、漢、ノ、事、ヲ、ハ、レ、セ、ト、シ、テ、山、ヲ、攻、メ、東、ノ、見、ノ、針、路、ヲ、探
 リ、タ、リ、如、然、ク、事、必、中、央、ヨ、リ、右、方、ニ、過、ス、ト、云、ラ
 早、ノ、豫、メ、知、リ、テ、如、行、ル、リ、又、右、岸、ノ、見、ア、テ、イ

トノ海漢、能ク見ノ者タリ

第十問、ピアリングヲ取ル際、用ヒタルコンパス上ノ
針、如何ナルモノヲ用ヒシヤ又之ヲ以テバーボータ
測ルニ余リ遠巨高ナルハ其ノ測路場スルニ全一
ノ結果ヲ求メスモノト思フ如何

答、コンパス上ノ標針、本機特製ノモノヲ用ヒタリ又其
際磁首ノバーボータノ山ノ正向ニ居ルリ

第十一問、午後一時四十六分交叉法、ヨリテ磁位ノ測定セ
ルト記載スル交叉法、其ノ時一回ノ時ニ進行シ
タルモノヲ何レノ地物ノ邊ニシテ其ノ位置如何

答、磁位、觀キタル磁位長ノ交叉方位、概シテ南東ト

1113

二宮ノ巨富函突優ヨリノ実測距離ヨリ出セシ位置

ト直ニ合一ノ正トシ豫定針路トニ在ルコトヲ尋見用テ

第百四ノ歸地ノ途ツキニハ物ハラズ半速ヲ以テ航進セシ

理由如何

答。當日長崎高カリトガ故ノ航ノ操縦意ノ如クナリ

リトシテ其ノ快半速ヲ以テ航進セシガ今正微速

ニナリトスル瞬間ノ於テ世態シタル次第ナリ也

時長崎ヲ左舷後部ノ曼ケタリ

第百五向ノ例航ノ投船手ノ出場(二時四十分)續直キヲ始

メシテ及水深報告ノ異同トシテ如何ト記憶スルヤ

答。水深報告ノ得ル様ナリトモ者分ニ記憶セズ世態ト

0136

全野、確かな報告を接せり

第六十四、当時、漢口附近、漢舟其ノ他航路ノ妨害ト云

ハキモノチカリトヤ

答、何等妨害ト云ハキモノナレ

第六十五、漢口ノ右方、近キ夜、煙ノ紫煙見ノ記アリ

、氣体居リシヤ且ツ海面ノ距離測前ノ距離

、氣体居リシヤ

答、何レモ別ノ氣体カザリト

第六十六、昔時漢口ニ次ノ口、明ラカニ見ノアリシヤ

答、明ラカニ目視シ且ツ今昔ヨリノ圓巨儀、依シテ百高ソ

南キツ、坐標ノ變前、八十百、七百八十ナリ

0137

75

キタリト此儀セリ

第十七回、新地に、船政者、新し如くすし

(大野南日春、島田ノオス)

大野言、大佐、海軍ノ新し一教、依りテ分者、

記、大野、大佐、海軍ノ新し一教、依りテ分者、

大野言、大佐、海軍ノ新し一教、依りテ分者、

大野言、大佐、海軍ノ新し一教、依りテ分者、

大野言、大佐、海軍ノ新し一教、依りテ分者、

第三回、ノ味、新し、島田、大佐、海軍ノ新し一教、依りテ分者、

大野言、大佐、海軍ノ新し一教、依りテ分者、

大野言、大佐、海軍ノ新し一教、依りテ分者、

六子制
女子制

懐セリ

第五期、世態の予定路線と、起りしかつ果して

る、其ノ位置が決口、中央より偏位せる原因如何

各世態の合、予定路線と、起り其ノ位置が決口

ノ中央より右の偏位せること、就テ如何考へ、

及ボヤリと何トセバ決口中央より右の偏位せる

に於テ精采せる入決ノ針路が尤も確實トシテ

且ツ安全ト思考せしヲ以テ、又決口ノ位置

せし者事者ノ定ムル針路をハ比較的王權トシテ

且ツ尤も安全ナリト決セリ

第五期、決口通過ノ後、於て予定ノ路線、予定ノ

0139

ニアルコト先キニ陳ベラシタカ如ク然ラハ其ノ引キ延ビシ
 線ハ決口何レノ所ニ来リ最近五尋又線ヨリ幾何
 アリト云フコトヲ豫メ調査者ニ心得居リシヤ
 答、右ノ分番、於テ針路線ノ一第セシモ特ニ調査セス
 第三三問、報告書ノ豫定針路及航泊日誌ノ記載ニ
 "Shanghai Head" ヲ北七十度東ニ置キ、見ルトアリ
 然レニ海面上ノ航路及報告書ノ實地航路ニ全
 岬ヲ北七十度東ニ置キ、見ルトアリ何レガ信ナシヤ
 答、何レモニ理ノ疑ナリ
 第三四問、出帆後航路ノ変更ニ由リ、行ハシメヤ
 答、初メ船体ノ微震ヲ感セシヨリ、先ツ航路ヲ停止シ全

時後退金邊ノ令セシ直キ反轉ヲ見タリ

第二十四、中樞復出雲ノ對スル緊急無線電信ノ直キ

實施セシヤ又其ノ後數時間打電ノ得タリヤ

答、當時出雲ノ乘決中ノ在ル豫定ニシテ畫期ノ考

通本艦無線電信ノ通信距離外ニ在ル念ノ為

メ屢々緊急發信ヲセシ中樞復一時向半ニ

テ補機使用不可能トナリテ止メタリ

右陳述ヲ録取ス

大正五年二月十七日於橫濱發海軍工廠

査問委員長海軍中將江口 麟 (印)

査問會書記海軍中將松山 賢 (印)

0141

一 坐磁を南トシ揚記ノ用取ノ座名ト認
 んコト能ク
 ニ 一 向針 せんする 湖巨儀ヲ
 傳申シ又ノ方位法ヲ用とせんす
 三 好日標アコト一 鐘ノ古儀ハ差エナシ
 ト也
 四 何リ可ナシトモ 淺海ノ要針 法无取ナ
 不チナリト 取ルヲ得
 五 古儀ハ 思ヒアラス
 六 一 竹竿ノ腕ヲトシ 暗光ヲ 認
 ン得ル

大正五年三月九日 於軍艦筑波

海軍大佐吉岡範策 (蓋)

江口香田委員長殿

浅間坐礁事件查明答辨件

先般貴工廠ニ於テ浅間坐礁事件ニ関シ御尋問ヲ受
ケタル節陳述セシ答辨書ニ在ノ事項ヲ御追加相成
度其ノ事柄ノ大要ハ其折談話約ニ申述ヘタル事ニ
有之候

一二月四日米艦「ラレー」浅間遭難救助ノ爲メ米國
政府ノ命ニ由リ「サシバルトロ」港入港ノ際英針路

海軍

0145 0144

法ヲ見ルニ浅間トバーピークトテ一線ニ浅間ニ向テ
 航進シ来リ浅間ノ艦尾約二三百米ヨリ急ニ取航
 轉航シ之レヲ避ケテ浅間ノ左舷艦首約五百米ノ處ニ
 投錨セリ
 米艦ハ浅間ノ其ノ位置ニ坐礁シアルニ氣附カス他ノ場所
 ニテ坐礁シ己ニ離礁シテ現位置ニ投錨シアルモソト
 誤解シアリテ我訪問使ニ何處ニ於テ坐礁シ何時此地ニ
 來リシヤト尋テ来リ
 南米ヨリ來リシ英艦「ニエーカウス」モ「ラレー」ト始ント
 同ノ針路法ニテ入港シ内裏ニ投錨セリ
 浅間離礁後五月二十三日「アーゼン」ト一國軍艦

0147

0146

英艦ノ名ニ「ニエーカウス」トシテ
 其ノ針路法ニテ入港シ内裏ニ投錨セリ
 浅間離礁後五月二十三日「アーゼン」ト一國軍艦

法ヲ見ルニ浅間トバーピークトテ一線ニ浅間ニ向テ
 航進シ来リ浅間ノ艦尾約二三百米ヨリ急ニ取航
 轉航シ之レヲ避ケテ浅間ノ左舷艦首約五百米ノ處ニ
 投錨セリ

船	ト始ント	時此地ニ	ルモノト	其他場所	采ノ處ニ	心ニ取舵	間ニ向テ
---	------	------	------	------	------	------	------

0147

0146

此等ノ各艦皆放熱
 ナルモノト認メ
 爾ノ易キ船ニ
 ナルモノト認メ

果シテ一線ノ見立ヲ否ヤハ入港
 船ニ非ハ断定ト難キモノト思ハレ

「カルニエント」(Sammiento)「サンバルトロメー」ニ入港ノ
際浅間ノ坐標セシ暗礁ニハ赤色浮標ヲ置キ又
艦底支持ニ使用セシ木框繫留シアルニ係ハラス同艦
ハ水路誌指示ノ針路ヲ採リ來ル模様ナルヲ以テ
無線電信ニテ左ノ通報ヲス

Atamao to Sammiento (04 58 m P.M.)

Red buoy which laying on your
course shows uncharted rocks

次ニ

Atamao to Sammiento (12 3 m P.M.)

Keeps red buoy on your starboard side.

海軍

0148

右ノ通信ヲ受ケタルニ係ハラズ暗礁岩盤ノ中央ニ
向ヒ來航スルヲ以テ艦載水雷艇ヲ急派シ又旗號
信號ニテ危険ヲ信辨セリ同艦ハ暗礁ニ近ツキ赤色
浮標其他ノ小浮標等ヲ認メ又本艦ノ信號ヲ解シ
テ全速後退シ我水雷艇ノ嚮導ニ由リ入港セリ
同艦ハ淺間坐礁ノ暗礁ハ就レタルヤ其位置ヲ確知
セス水路誌指示針路ノ中央ニ在リトハ思ハサリシト
同艦長ノ語ナリ

四、淺間ヨリ先ニ入港セシ運送船ノナハ全船長ノ言ニ
淺間ト同一ノ針路ヲ採リ内裏ニ投錨セリト軍艦
出雲ノ淺間坐礁前ノ出入港ノ實航跡ニ就テハ

0149

調査セサルモ浅間坐礁附近ヲ航過セシムトヤリトノ
語ヲ聞ケリ

右ノ諸事項ハ浅間カフサバルトマシムル港ノ際採リタル
水路誌記載ノ入港針路法ハ浅間ノ坐礁セシ海圖
記載チキ暗礁アルヲ知ラサル航海者ニ其針路ハ
湾口可航水路ノ中央ヨリハ右偏シタルモ其湾口
ノ實際ノ形状水深ノ状況ヨリ狭水道ノ通過トハ實
之カ撰定及實施ニ疑念ヲ生セサルモノト考ヘラシ又
カベールクニ北ニ東ニ離首ヲ正向セシムル港
スル各艦ハ多少ハ左右ニ偏スルモノハアラシクモ實際ニ上
異ナラサル航路ヲ通過スルモノナルトテ記シラル

0151

0150

本館蔵元は東京、即ち安老ノ故
郷ニシテ大津ノ心算ノ有リ

トアリトノ

際採リタル

ルセシ海圖ニ

針路ハ

モ其灣口

過トハ違ヒ

ハヘラレ又

ノミテ又港

實際上殆

ラレ

終

軍

0150

0151

依心
尖ノ輕微ナル差異ニ即チ安危ノ岐ルトコ
ロニテ中央航路ノ心掛ケ多ク有テト否トニ

